

TAX NEWS LETTER

2025
3

TOPICS

1. 税制改正大綱の中小企業対策関連事項
2. 令和7年度の協会けんぽの保険料率改定
3. 資本的支出と修繕費の区分
4. 税務カレンダー（2025年4月の税務）

税制改正大綱の中小企業対策関連事項

2024年末に閣議決定された25年度税制改正大綱のうち、中小企業対策関連の主な税制改正事項としては、①中小企業経営強化税制の拡充・延長、②中小企業投資促進税制の延長、③固定資産税の特例措置の拡充・延長、④法人税軽減税率の延長、⑤中小企業防災・減災投資促進税制の延長、⑥地域未来投資促進税制の拡充・延長、⑦事業承継税制の見直し——などが挙げられます。

「中小企業経営強化税制」は適用期限を2年間延長するとともに、売上高100億円超の中小企業、いわゆる「100億企業」の創出を促進するため、これをを目指す事業者に対し、対象設備に「建物」を追加するなどの措置を拡充します。

「中小企業投資促進税制」は、中小事業者が一定の設備投資を行った場合に税額控除または特別償却の適用を認める措置を2年間延長します。

「固定資産税の特例措置」は、賃上げを表明する中小事業者を対象に、設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げます（課税標準を最大

で5年間4分の1とする）。

「法人税軽減税率」は、中小事業者の資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、年間800万円以下の所得に対する税率を19%から15%に軽減する措置を2年間延長します（単年所得が10億円超となる事業者の場合には、19%から17%に軽減する）。

「中小企業防災・減災投資促進税制」は、防災・減災能力強化のため事前対策に資する設備投資の特別償却を可能とする措置の適用期限を2年間延長します。

「地域未来投資促進税制」は、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置を追加したうえで、適用期限を3年間延長します。

「事業承継税制」は、税制の最大活用を図る観点から、後継者の3年間の役員就任期間を特例措置に限り事实上撤廃するなどの見直しを図ります。

<情報提供：エヌピー通信社>

令和7年度の協会けんぽの保険料率改定

令和7年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分（4月納付分）から改定されます。給与計算の際はお気を付けください。

※任意継続被保険者及び日雇特例被保険者の方は4月分（4月納付分）から変更となります。



神田広美
税理士・社会保険労務士事務所

〒963-0551

福島県郡山市喜久田町字四十坦5番地の290

TEL 024-973-5576 FAX 024-973-5576

<https://kanda-taxsr.jp>

資本的支出と修繕費の区分

適正な税務申告には、固定資産の修繕や改良に要する費用の区分が重要です。実務では「資本的支出」と「修繕費」の明確な区分が難しいケースが多く、特に機能回復を目的としつつ高機能化や耐久性向上が伴う場合は、判断が困難となります。

◆資本的支出と修繕費の定義と区分基準

「資本的支出」は固定資産の機能のアップグレードや耐久性を増加させる支出で、取得価額に加算し、減価償却を通じて費用化されます。

「修繕費」は固定資産の維持管理や原状回復のための費用で、発生した事業年度の損金算入が可能です。

◆判断が難しい事例：蛍光灯のLED化

LED化による節電効果や耐久性向上から、一見「資本的支出」と考えられるかもしれません。しかし、実務では「照明設備」の消耗品の交換とみなし、全体の価値向上とはせず「修繕費」として処理することが適切です。

◆修繕費として認められる特例

以下の条件を満たす支出は、修繕費として処理することが認められています。

①定期的な修理

おおむね3年以内の周期で行われる修理や改良の場合

②少額の支出

一回の修理や改良の金額が20万円未満の場合

③判断が困難な場合

資本的支出か修繕費か明確でない場合で、その金額が60万円未満、または資産の前年度末取得価額の約10%以下の場合

◆判例にみる資本的支出と修繕費の判断

賃貸マンションの台所・浴室設備全面取替工事が争点となった国税不服審判所の平成26年4月21日の裁決（平成21、22年分の所得税）では、納税者は居住機能回復の修繕と主張するも、既存設備撤去と新設備設置は、修繕を超え、資産価値を高め耐久性を増す資本的支出と判断されました。

この裁決は、工事目的が機能回復でも、内容が実質的に資産価値向上ならば資本的支出となることを示しています。

2025年4月の税務

4月10日

- ・3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月15日

- ・給与支払報告に係る給与所得者異動届出

4月30日

- ・公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- ・2月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- ・2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- ・8月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- ・消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- ・消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○軽自動車税(種別割)の納付（4月中において市町村の条例で定める日）

○固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付（4月中において市町村の条例で定める日）

○固定資産課税台帳の縦覧期間（4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間）

○固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出（市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等）



Website



Instagram

いつもお世話になっております。

次回のご面談は、月 日（ ） 時の予定です。
ご準備のほどよろしくお願ひいたします。